

【新入生(編入学・専攻科を含む。)のみなさんへお願ひ】

現在、新型コロナウィルス感染症が、国内でも拡大の一途をたどっています。

本校においても、政府の対応指針に加え、本校の特殊性を考慮しつつ、独自の対応策を策定し、保護者のみなさまにご協力のお願いをしてきたところですが、昨今の感染状況の悪化及び感染が拡大している1都1府4県出身の学生・新入生が10%を超えている状況を踏まえて、更なる対応策の策定及び新学期行事の日程変更を決定しました。

安全な学校生活の場を提供するためには、学校に関わる一人ひとりが、感染予防対策に努めることが重要となります。本校教職員も同様の対策を行っています。新入生のみなさん自身が、感染症の被害者、そして加害者とならないために、新入生のみなさんの自覚ある行動が求められています。ご理解とご協力をお願いします。

〔1〕感染予防に努めましょう。

感染予防の観点から、次の対策は強く推奨されています。

- ① こまめな手指衛生(手洗い、アルコール消毒)を行うこと
- ② 咳エチケットを徹底すること
- ③ 共用品の使用を差し控えること、共用品はこまめに消毒すること
- ④ 規則正しい生活習慣を行い、睡眠時間等の生活リズムを乱さないこと

〔2〕自分の健康管理を行いましょう。

みなさんの健康状況の把握のため、毎朝の検温を義務化します。体温を測ったら、必ず「健康観察問診票(ホームページからダウンロード可能。)」に記録してください。ただし、4月6日(月)以降は、新様式の「健康観察問診票」に記録してください。

検温は、新学期開始後も継続して行います。検温は、毎朝起床後1時間以内、朝食を食べる前に行なうことが推奨されています。

なお、すでにみなさんが作成した「健康観察問診票」については、4月10日(金)までに、同封した返信用封筒により学校まで返送してください。

〔3〕発熱した場合には、自宅で安静にしてください。

発熱等した場合には、その症状に応じて、かかりつけ医又は帰国者・接触者相談センターに連絡し、その指導に基づき、必ず病院を受診するとともに、クラス担任又は学生課事務室に報告してください。新型コロナウィルス感染症陽性患者及び濃厚接触者を除く発熱者においては、原則として、解熱後5日間を経過するまでは、自宅で安静にしておいてください。

〔4〕自分の行動を記録しましょう。

集団感染の危険を回避する行動として、不用不急な外出を控えるとともに、感染リスクの高い場所として、次の3つの「密」(「密閉空間」「密集場所」「密接場面」)を避ける行動が求められています。

- ① 換気の悪い「密閉空間」
- ② 多くの人が「密集する場所」
- ③ 近距離(互いに手を伸ばしたら届く距離)で会話や発声が行われる「密接した場面」
新様式の「健康観察問診票」には、4月6日(月)以降のみなさんの行動(外出)歴を記録してもらいます。生命にかかわる重大な事態が発生しています。みなさん自身が感染リスクを認識し、自らの行動を律することを大いに期待します。

なお、原則として、次にあげる行動は禁止とします。

- ① アルバイト(特に、3つの「密」の1つでも該当するような場所)
- ② 夜間の外出
- ③ カラオケ、ゲームセンター、ライブハウス等への出入
- ④ 家族以外の多人数(概ね10名以上)での会食(特に、夜間の外食)
- ⑤ 屋内で行われるイベントへの参加
- ⑥ 自動車学校への新規入校
- ⑦ 海外渡航及び公共交通機関を利用した国内旅行
- ⑧ その他、3つの「密」の1つでも該当するような場所又は行動
- ⑨ 上記①～⑧の行動をSNSに掲載する軽率な行為

[4] 新学期開始前、学校に入構する場合には、学生課で受付をお願いします。

学校内の感染リスクを抑えるために、新学期開始前、研究室訪問・図書館及び学食利用等により学校に入構する場合には、必ず学生課で受付を行い、健康状態の確認を受けてください。その際には、必ず「健康観察問診票」を持参してください。

なお、本校第1体育館、第2体育館、武道場及び部室は利用できません。

[5] 新学期開始前、授業担当教員から課題が出されるので、必ず取り組んでください。

現在、臨時休業中のみなさんの学習のために、授業担当教員が課題を準備しているところです。本校ホームページ又はクラス担任等から指示がありますので、所定の期日までに課題に取り組んでください。

[6] 審生の入寮にあたっても、健康状態を確認します。

入寮の際には、健康状態の確認を行いますので、直接自室に向かうのではなく、事前に寮事務室で入寮の確認を受けてください。発熱等の健康状態によっては、入寮を認めない場合があります。

- 必ず「健康観察問診票」を提出すること(保護者の署名が必要です。)
- 体温計を必ず持参すること
- 可能な限り、マスク及びアルコール消毒液を用意すること

なお、入寮日5日前から当日までの間、1日でも発熱を確認した場合には、そのまま自宅療養するとともに、寮事務室に連絡してください。新型コロナウィルス感染症陽性患者及び濃厚接触者を除く発熱者においては、原則として、解熱後5日間を経過するまでは、入寮することはできません。

寮事務室(学生課寮務係) : 0846-67-3024

※ 入寮者の荷物の搬入について

入寮者の荷物の搬入は、5月9日(土)～5月10日(日)にお願いします。

それ以外の期間に荷物の搬入を希望する場合には、平日の9時から16時までの間、対応は可能ですが、事前に寮事務室まで連絡をお願いします。

[7] 新学期開始後の学校生活では、学校の指示に従ってください。

- (1) 通学生の登校初日には、健康状態の確認を行いますので、必ず「健康観察問診票」(保護者の署名が必要です。)を持参し、クラス担任に提出してください。

なお、登校初日5日前から当日までの間、1日でも発熱を確認した場合には、そのまま自宅療養するとともに、学生課事務室に連絡してください。新型コロナウィルス感染症陽性患者及び濃厚接触者を除く発熱者においては、原則として、解熱後5日間を経過するまでは、登校することはできません。

学生課事務室(学生課学生係) : 0846-67-3023

- (2) 新学期開始後も、引き続き毎朝の検温を義務化します。体温を測ったら、必ず「健康観察問診票」に記録してください。記録した「健康観察問診票」は、毎朝クラス担任が確認を行いますので、忘れずに登校してください。
- (3) 発熱等の症状によって、新型コロナウィルス感染症又はその疑いによって、学校を欠席する場合には、公欠として取り扱いますので、しっかり休養をとってください。
- (4) 課外活動及び部室の使用は、原則として、禁止することとします。
- (5) 新学期開始後の学校生活では、学校内の感染リスクを抑えるために、授業方法及び学校のスケジュール・行事の変更を検討しています。それに伴い、学生生活における活動を制限及び協力をお願いすることができますので、その際には、教職員の指示に従って行動してください。
- (6) 学生寮は、寮生のみなさんが集団生活を行う場です。一人の寮生の自覚を欠いた行動で感染者となった場合には、他の寮生全員の感染リスクを高める結果となります。入寮後の寮生活でも、学校内の感染リスクを抑えるために、食事及び入浴方法等の通常の寮日課の変更を検討しています。それに伴い、寮生の活動を制限及び協力をお願いすることができますので、その際には、教職員の指示に従って行動してください。

[8] 最新の情報をチェックしましょう。

新学期の行事予定の変更及び学校の最新の対応策は、随時本校緊急連絡システム(一斉メール)で通知するとともに、本校ホームページに掲載しますので、必ず確認してください。また、クラス担任から緊急連絡等がある場合もあります。

[9] 困ったときは、学校に相談しましょう。

新型コロナウィルス感染症の影響によって、今後の学校生活において、不明な点や心配な点等がありましたら、クラス担任に相談してください。

※ 現在、海外渡航中の学生は、必ずクラス担任又は学生課事務室に、現在の状況を報告してください。